

軽自動車税の減免が受けられます！

身体障害者手帳などをお持ちの方が軽自動車を所有している場合は、申請をすると軽自動車税の減免を受けることができます。

減免の対象となる障がい

障がいの区分	障害等級	
	障がい者ご本人が運転する場合	障がい者ご本人以外の方が運転する場合
視覚障害	1級、2級、3級、4級	
聴覚障害	2級、3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—
上肢不自由	1級、2級	
下肢不自由	1級、2級、3級、4級、5級、6級	1級、2級、3級
体幹不自由	1級、2級、3級、5級	1級、2級、3級
心臓機能障害／じん臓機能障害 ／呼吸器機能障害 ／ぼうこう又は直腸の機能障害 ／小腸の機能障害	1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、2級、3級	
乳幼児期以前の 非進行性脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級

- ・知的障害者手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示される重度の障がい。
- ・精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障がい。
- ・戦傷病者の方についてはお問い合わせください。

減免例) 軽四乗用自家用 減免前 10,800円 → 減免後 0円
※複数台所有の場合、減免となるのは1台分のみです。

軽自動車税の減免申請手続きについて

令和8年度から新たに減免の適用を受けようとする方

- 【提出書類】 減免申請書(様式は町税務課窓口にあります)
- 【持参するもの】 ・障害者手帳など ・車検証 ・運転する方の運転免許証
・減免を希望する車両の納税通知書 ・マイナンバーカードまたは通知カード等
- 【申請期限】 **6月1日(月)**(納期限日まで)
- 【減免基準】 次のいずれかに該当し、もっぱら通学・通院もしくは仕事のために使用する車のうち1台。
●身体または精神等に障がいのある方の所有する軽自動車
●精神に障がいのある方、または身体に障がいがある18歳未満の方と生計をともにする方が所有し、運転する軽自動車
※受けられる減免は、軽自動車と普通自動車のいずれか1台です。

昨年度から継続して減免の適用を受けようとする場合

昨年度に軽自動車税の減免を受けている方は、軽自動車の所有状況や障害者手帳の等級などを調査し、引き続き減免の対象となる場合は、決定通知書を送付いたします。申請手続きは不要となります。

申請・問い合わせ先 軽自動車税に関すること 税務課住民税係(32)3126

浅間国際フォトフェスティバル2026 PHOTO MIYOTAを開催します！

PHOTO

MIYOTA

ASAMA INTERNATIONAL PHOTO FESTIVAL

昨年度(2025年)の浅間国際フォトフェスティバルでは、国内外から17組の作家による作品約300点を展示し、期間中には33,585名と多くの方にご来場いただきました。

今年度は以下の通り開催いたしますので、ぜひ皆さまお誘い合わせの上、お越しください！



※写真は2025年開催時の様子です。

期間 **8月1日(土)~9月27日(日)**

※火曜日定休日(8月11日(火・祝)・9月22日(火・祝)は除く)

場所 MMoP(モップ) 御代田町大字馬瀬口1794-1

料金 一部有料

内容 国内外の優れた写真家たちの作品展示や、写真の楽しさを感じていただける体験型のイベントの実施、ワークショップ等を企画予定です。※詳しい情報は、随時お知らせしていきます。



公式ウェブサイト

— 皆さんの「記憶」が、これからの御代田町を彩ります。ぜひ、あなたの物語をお聞かせください。 —

浅間国際フォトフェスティバル × 町制70周年

御代田町の思い出の写真を募集します！

～写真で感じる御代田町の記憶～

今年は御代田町にとって大切な節目。
昔の懐かしい思い出を、未来へ残しませんか？
そこで、皆さんのお手元にある

**【昔の御代田の写真】を
大募集!!**

写真の汚れやキズも
思い出の一部です
そのまま
お寄せください！

提供方法

5月29日(金)まで受付

役場窓口へ

思い出の写真をお持ちいただければ、その場でスキャンしてお返しします！

場所 御代田町役場2階13番窓口
(産業経済課地域振興係)

時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
※数分で終わりますのでお気軽にお立ち寄りください。

WEBから

スマホで思い出の写真を
撮って二次元コードから
アップロードするだけ！



思い出はこちらへ！

・昔の運動会の写真
・今はなきあのお店の前で
撮った一枚
・おじいちゃんが撮った
古い風景
などなど...

※人物が写る場合は本人もしくは家族の承諾を得てください。
※写真は展示用に加工(切り貼り等)・使用(無償)させていただきます。
※全作品の使用を保証するものではありません。

問い合わせ先 産業経済課地域振興係(浅間国際フォトフェスティバル実行委員会事務局) 32(3113)